

行政監視の実施の状況等に関する報告書

令和8年7月

参議院行政監視委員会

目 次

I 参議院における行政監視機能の強化に向けた取組

II 調査の経過と概要

1. 調査の経過

2. 行政監視委員会における調査の概要

(1) 政府からの説明聴取

(2) 政府に対する質疑

(3) 参考人からの意見聴取及び質疑

III 行政に対する苦情

I 参議院における行政監視機能の強化に向けた取組

平成29年2月、参議院では、院の組織及び運営の改革に関する諸問題について調査検討を行う参議院改革協議会が設置された。議長の諮問機関として各会派の代表者により構成される同協議会では、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」が検討項目の一つとして選定され、協議が重ねられた結果、平成30年6月には、各会派の合意に基づき「参議院における行政監視機能の強化」について報告書が取りまとめられた。

同報告書では、参議院が「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記された。

同報告書を踏まえた参議院規則の改正を受け、令和元年8月、行政監視委員会の委員数は30名から35名となった。また、少なくとも毎年1回、行政監視の実施の状況等を議院に報告することとされた。

行政監視委員会は、理事会等において参議院改革協議会報告書における行政監視機能の強化の具体化に向けた取組について検討を行い、平成31年3月、「行政に対する苦情窓口」を設置し、参議院ホームページ等を通じた苦情の受付を開始した。また、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの充実のため、人事交流等を開始した。さらに、理事会等において、行政監視機能の強化の在り方に関する協議を重ね、令和2年4月、行政監視機能の強化に関する申合せを行った。

令和2年6月、行政監視委員会は「行政監視の実施の状況等に関する報告書」を取りまとめ、議長に提出するとともに、本会議において行政監視委員長が報告を行った。また、同月、本会議において「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」について政府からの報告聴取及びそれに対する質疑が行われた。以後、参議院改革協議会報告書において求められた新たな行政監視の年間サイクルが積み重ねられている。

Ⅱ 調査の経過と概要

1. 調査の経過

第217回国会（常会）において、令和7年6月3日、「令和6年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」が政府から国会に提出された。令和7年6月18日、参議院本会議において、同報告について総務大臣からの報告聴取及びそれに対する質疑が行われた。

総務大臣からの報告においては、政策評価制度の意義、令和6年度の政策評価の実施状況、効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの改定、評価手法などに悩みを抱える各府省に対する伴走型支援の取組のほか、総務省が各府省の業務の実施状況を評価・監視する機能を担い、立法府の行政監視機能とあいまって行政運営の改善が図られるよう適切に取り組む決意等について述べられた。

質疑においては、政策評価の取組に関連して、政策能力の更なる向上のため国や地方自治体にEBPM（エビデンスに基づく政策立案）を一層浸透させていく必要性、政策評価を形骸化させず政策改善につなげ国民への説明責任を果たす評価とする必要性が指摘されるとともに、財政再建に向けて積極的な役割を果たす方策としての政策評価制度についての財務大臣の所見、租税特別措置の必要性和有効性の評価の在り方及び評価の厳格性に対する財務大臣の認識などについて問われた。また、行政運営改善調査に関連して、マイナポイント事業、就職氷河期世代への国の支援策についてそれぞれ行政運営改善調査の実施が求められたほか、米の安定供給について行政運営改善調査が果たした役割、行政運営改善調査の対象選定の在り方の改善などについて問われた。さらに、国と地方の行政の役割分担に関連して、国や地方自治体における技術職員の確保について行政評価や地方行政の観点から議論する必要性、帰国する外国人労働者における住民税の未納実態の把握と早急な対応、ガソリン暫定税率の廃止を実施する必要性、人口減少の克服における地方創生関連政策の有効性、介護事業が危機にある地方自治体に対する国費による財政支援などについて議論がなされたほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、同対策について行政運営改善調査を行い地方自治体の目

線で検証する必要性、病床数削減に当たりコロナ禍において入院できずに死亡した人数とその理由を検証する必要性などが指摘された。

行政監視委員会は、第221回国会（特別会）において、令和8年5月18日、政府からの説明聴取及び質疑を行い、令和8年5月25日及び6月8日、政府に対する質疑を行った。また、令和8年3月9日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、参考人からの意見聴取及び質疑を行った。

行政監視委員会では、国政全般について多岐にわたる議論がなされ、政策評価に関連し、国と地方自治体における政策評価やE B P Mの効果的な実施の在り方について質疑がなされた。また、行政の改善に関連し、総務省行政評価局による調査の必要性や個別の調査結果に対する各府省の取組について問われるとともに、各府省が取り組む諸施策における課題と対応等について幅広い議論がなされた。さらに、国と地方の行政の在り方に関連して、地方における諸課題への対応やそれに対する国の関与の在り方等について様々な論点が示され、地域における国際化や多文化共生の課題に関しても質疑がなされた。

2. 行政監視委員会における調査の概要

(1) 政府からの説明聴取

第221回国会において、令和8年5月18日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、政府から説明を聴取した。

(2) 政府に対する質疑

第221回国会において、令和8年5月18日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、林総務大臣等に対し、令和8年5月25日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、松本文部科学大臣、平口法務大臣、林総務大臣、石原環境大臣等に対し、令和8年6月8日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、黄川田内閣府特命担当大臣、林総務大臣、あかま内閣府特命担当大臣、松本文部科学大臣、金子国土交通大臣、茂木外務大臣等に対し、それぞれ質疑を行った。

質疑においては、官公需の価格転嫁率に対する見解、選挙運動期間中の有料インターネット広告、児童相談所による一時保護中の児童の教育を受ける権利と学びの保障、盛土等による災害の防止に関する調査結果を受けての認識、電子カルテの標準化・共有化の進捗状況と共有情報の在り方、地域の国際化や多文化共生を推進する姿勢とその未来、災害援護資金の償還免除の条件拡大の必要性、水俣・芦北地域の地域振興施策の必要性和環境省の検討状況、臓器売買等に関連した医師の応招義務の在り方、普天間飛行場の返還・危険性除去の時期、国家情報会議設置法案における政治的中立性、公的職業訓練に関するSNS等を使ったPRの必要性、裁判を長期化させないための速やかな証拠開示の必要性、外国籍の子供に対する教育の保障、外国人材受入れ後の環境整備に積極的な地方自治体への支援の必要性、放課後等デイサービスの通所給付決定に当たっての学校側の窓口、いわゆる人生会議に関する本人の意思等の情報共有、在日米軍が保有する高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物について調査・報告させる必要性、水俣病患者による障害福祉サービスの継続利用の要望、安全保障上のリスクと外国人へ

の銃砲所持許可、選挙における投票所の閉鎖時刻繰上げ、教育・福祉等の分野における消費税の地方自治体財政への負担、人的資本経営の観点から捉えた孤独・孤立の問題、洋上投票の今後の在り方、地域インフラとしての学校施設の課題に係る総務省による調査の必要性、第7次学校図書館図書整備等5か年計画の策定、租税特別措置・補助金の見直しと補助金の不適正利用への対処、原発事故に係る損害賠償に対する経済産業省の責任、ふるさと納税の在り方、日本型教育の途上国への展開、在留外国人に対する民間医療保険加入の義務付けの必要性、昭和100年記念式典の内容に関する議事録等の公表の必要性、個人情報保護法改正案の特例において提供される個人情報の内容の規制などについて議論がなされた。概要は以下のとおりである（○：委員の発言、□：政府の答弁）。

（官公需の価格転嫁率に対する見解）

- 官公需の価格転嫁率が下がっている状況に対する中小企業庁の見解を伺う。
- 令和7年9月の価格転嫁率の調査では、前回3月の調査に比べて微減し、52.1%であった。予算制約を理由に交渉・転嫁を断られた、コストが増加しても契約金額が前年度から据置きされたという声が前回より多く確認されている。依然として価格転嫁が不十分で改善もされていない状況が、より正確に反映されたと考えている。令和9年度末までに、国、地方自治体において、最新の実勢価格を踏まえた予定価格の作成、期中改定といった措置を実施することを目指している。

（選挙運動期間中の有料インターネット広告）

- 選挙運動期間中の県連の有料インターネット広告において、候補者が氏名と選挙区を述べる行為が公職選挙法上許容されるのか、総務省の見解を伺う。
- 総務省は個別の事案についての実質的な調査権を有しておらず、具体的な事実関係を承知する立場にない。公職選挙法第142条の6により、選挙運動期間中、候補者については有料インターネット広告の掲載が禁止される一方で、政党等については当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料広告

の掲載が認められている。個別の事案が公職選挙法の規定に該当するか否かについては、具体の事実に基づいて判断されるべきものと考えている。

（児童相談所による一時保護中の児童の教育を受ける権利と学びの保障）

○児童相談所による一時保護中の児童の教育を受ける権利と国や地方自治体の学びを保障する責任について伺う。

□児童相談所による一時保護中の児童生徒であっても学習機会が確保されることは重要である。文部科学省としては、保護期間中の学習機会充実のため児童相談所等と教育委員会・学校が連携して必要な対応を行うことや、要保護児童等が安全に安心して学ぶことができるよう学校間の引継ぎを適切に行うこと等の周知徹底に努めることにより、一時保護中の児童生徒が学校等において適切な教育が受けられるよう取り組んでいく。

（盛土等による災害の防止に関する調査結果を受けての認識）

○令和7年度の盛土規制法の本格運用を踏まえて、総務省が行った盛土等による災害の防止に関する調査結果を受けた国土交通省の認識について伺う。

□国土交通省としては、盛土等の災害からの国民の安全・安心の確保が重要であり、盛土規制法の円滑な運用が図られるよう支援が必要であると考え、令和8年4月24日、都道府県等に対し、都道府県等の関係部局及び管内市町村における連携体制の構築、大規模盛土造成地に係る適切な経過観察、是正措置未了の盛土に関する安全確保の確認等を要請した。加えて、都道府県等に対して既存盛土等に対する対応状況や関係部局間の連携に関する実態調査を行っている。

（電子カルテの標準化・共有化の進捗状況と共有情報の在り方）

○電子カルテの標準化・共有化の進捗状況、共有情報を三文書六情報に限定する理由と今後追加すべき情報について伺う。

□標準化された傷病名の情報や検査情報を全国の医療機関で共有できるよう電子カルテ情報共有サービスの構築を進めており、令和8年度の冬頃に全国的な運

用を開始できるように準備を進めている。また、これらの情報は、有識者の検討や医療現場のニーズの調査等を踏まえ、外来や救急医療の現場でニーズが高いとされた情報である。サービス運用開始後も共有情報を拡大する方針であり、例えば医療と介護の連携に必要な情報等の追加を検討している。

（地域の国際化や多文化共生を推進する姿勢とその未来）

- 地域の国際化や多文化共生を推進していくとする日本の姿勢とその未来に関する総務大臣の認識について伺う。
- 令和8年1月に決定された外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策を受け、総務省においては、地方自治体からの要望も踏まえ、地域社会のルール等の習熟やそのために必要な日本語指導に要する経費等について、令和8年度から特別交付税措置を講ずることとするなど、地方自治体の施策への支援を行っていく。

（災害援護資金の償還免除の条件拡大の必要性）

- 東日本大震災における災害援護資金の償還免除の条件を拡大する必要性について伺う。
- 災害援護資金は返済を前提とした貸付制度である。既に返済している被災者が多くいることを踏まえ、返済が困難となっている被災者も返済に努めることが原則となる。その上で、貸付けを受けた被災者が著しい障害を受けた場合や破産手続を開始した場合などの償還免除に加え、東日本大震災については関係法令により一定の無資力要件を満たす場合にも償還を免除できることとされている。被災者の個別の状況に応じてこのような償還免除の制度を活用してほしい。

（水俣・芦北地域の地域振興施策の必要性和環境省の検討状況）

- 水俣・芦北地域の積極的な地域振興施策の必要性和環境省における検討状況について伺う。
- 環境省としても地域振興を重要課題と捉え、地域のニーズを聞きながら取組を

進めている。具体的には、平成24年度に環境首都水俣創造事業を立ち上げ、地域の企業等との各種プロジェクトにこれまで約40億円補助している。また、国立水俣病総合研究センターによる水俣病・水銀に関する調査研究等や、水俣市による水俣環境アカデミアの設置・運営の支援等を行っている。今後も、関係地方自治体と連携して、地域の再生、融和、振興等に取り組んでいきたい。

（臓器売買等に関連した医師の応招義務の在り方）

- 臓器売買等に加担しないための診療拒否が医師の応招義務違反に当たらないことを、国が指針等で示す必要性について伺う。
- 臓器移植法の運用指針で、臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言にのっとり、国内における臓器移植対策の推進が重要であり、海外から提供された臓器についても、臓器あっせん機関を介さない眼球を除く臓器の移植を禁止する旨を明記した。医師法において医師の応招義務を規定しているが、通知で、診療の求めに応じないことが正当化される具体的な事例等を示している。厚生労働省としては、引き続き当該指針等の周知に努めていきたい。

（普天間飛行場の返還・危険性除去の時期）

- 辺野古埋立てによる新基地提供時期と普天間飛行場の返還・危険性除去の時期について伺う。
- 普天間飛行場代替施設の建設については、令和7年11月に大浦湾側の新たな埋立工事に着手するなど、着実に進んでいる。工事完了までは、変更後の工事に着手してから9年3か月かかる。普天間飛行場の返還時期は、完成後の部隊移転などを考慮した上で決定される。提供手続の完了後に早期に普天間飛行場の全面返還が実現できるよう、引き続きアメリカと緊密に連携し、世界で最も危険と言われる普天間飛行場の危険性についての問題に全力で取り組んでいく。

（国家情報会議設置法案における政治的中立性）

- 国家情報会議設置法案に政治的中立性に関する条文が含まれていないことへの

懸念に対する所見を伺う。

- 国家情報局の職員には、憲法及び国家公務員法の服務に関する規定が適用される。憲法第15条第2項において、全て公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないこと、国家公務員法第96条第1項において、全て職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務しなければならないことが規定されており、国家情報局の職員が職務を遂行するに当たり、これらの規定を逸脱することがあってはならないことは当然と考えている。

（公的職業訓練に関するSNS等を使ったPRの必要性）

- 公的職業訓練に関するSNS等を使ったPRの必要性について伺う。
- 公的職業訓練の周知・広報は大変重要であると考えている。厚生労働省としても様々な取組を実施しており、具体的には、制度周知用のリーフレットの作成、著名人を起用したユーチューブでの紹介動画の配信、X等の公式SNSによる広報の配信など、様々なツールを活用しながら積極的な周知に努めてきた。引き続き、必要な人に必要な支援が届くよう、制度の周知・広報に取り組んでいく。

（裁判を長期化させないための速やかな証拠開示の必要性）

- 裁判を長期化させないため検察が速やかに証拠開示請求に応じる必要性について伺う。
- いわゆる証拠開示については、歴史的に様々な経緯があった。裁判が長期化し過ぎるといったことも踏まえて裁判員制度を導入する過程で、平成16年に通常審における証拠開示のルールが設けられた。その後、平成19年の最高裁決定で警察の手持ち証拠が開示対象となるなど、証拠開示が幅広くなされる運用が徐々に定着し、それにつれて、再審請求審における証拠開示も通常審で行われているような運用がなされるようになっている。

（外国籍の子供に対する教育の保障）

○外国籍の子供に対しても教育の保障をすべきとの提案に対する文部科学大臣の見解を伺う。

□日本に在留する外国人の状況がそれぞれであることや、教育をめぐる国際的な動向も含め、様々な観点から慎重な検討が必要と考えている。一方、外国人の子供が就学を希望するのにそれができないということがないよう、就学機会の確保に向けた取組について、文部科学省として検討し、各地方自治体と連携して進めていきたい。

（外国人材受入れ後の環境整備に積極的な地方自治体への支援の必要性）

○外国人材受入れ後の環境整備に積極的な地方自治体への支援の必要性に対する総務大臣の見解を伺う。

□地方自治体における取組への支援についても、令和8年1月に決定された外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策の下で行っていく。具体的には、地方税の納付を含む日本の制度を学習する生活オリエンテーション、地域社会のルールの習熟に必要な日本語指導についての事例集の作成等により、積極的に全国的な周知・横展開を図るとともに、これらの取組に対しての地方財政措置も講じている。今後とも、地方自治体の意見を聴きながら、関係省庁と連携し、取組を後支えしていきたい。

（放課後等デイサービスの通所給付決定に当たっての学校側の窓口）

○発達に課題のある児童の放課後等デイサービスの通所給付決定に当たって地方自治体から照会を受ける学校側の対応窓口と責任者について伺う。

□地方自治体の福祉部局より学校に対して照会がなされた場合、各地方自治体に示しているガイドラインでは、特別支援教育コーディネーターが窓口となって関係機関との連絡調整を担うこととしている。校長は、必要に応じてスクールソーシャルワーカーなどの専門性を活用することが望ましく、校長の責任の下で福祉部局を始めとする関係機関との連携を組織的に進めることが重要である。今後も教育と福祉の一層の連携を推進していく。

（いわゆる人生会議に関する本人の意思等の情報共有）

- ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、いわゆる人生会議に関する本人の意思等の情報を共有するデジタル化等の仕組みを検討する必要性について伺う。
- 人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援や方針決定の流れに関し、ガイドラインを示した。令和8年度は、人生会議の記録として具体的に関係者間で共有すべき項目について検討を行うこととしている。また、患者が療養環境を移行した場合でも、情報の電子的共有により、切れ目なく本人の意思に沿った医療・ケアが提供されることは重要であるので、引き続き、関係者の意見を広く聞きながら検討を進めたい。

（在日米軍が保有する高濃度PCB廃棄物について調査・報告させる必要性）

- 在日米軍が保有する高濃度PCB廃棄物の所在と量を調査・報告させる必要性について伺う。
- 在日米軍が保管する在日米軍施設・区域由来の高濃度PCB廃棄物への対応について、環境省では、その量に関する把握も含めて外務省や防衛省と連携して米側と協議している。米側において適切に対応がなされるよう、引き続き関係省庁と連携して取り組みたい。

（水俣病患者による障害福祉サービスの継続利用の要望）

- 胎児性水俣病患者による障害福祉サービスの継続利用の要望について環境大臣が水俣市長に伝える必要性について伺う。
- 令和8年5月1日に水俣市長と面会し、65歳に達した胎児性水俣病患者、小児性患者、水俣病被害者に対し、年齢のみを理由に障害福祉サービスから介護サービスに切り替えることがないよう、水俣病被害地域の市町村に対して助言してほしい旨の要望を患者団体から受けていることを伝えた。市長からは、障害福祉サービスの利用について、これまでも要望を受けて検討してきたが、様々なことを考慮して難しいという趣旨の回答があった。

（安全保障上のリスクと外国人への銃砲所持許可）

○安全保障上のリスクを踏まえた上で、外国人に銃砲所持許可を与えているか否かについて伺う。

□猟銃を所持しようとする場合等には、銃刀法に基づき、当該許可を受けようとする者の人的欠格事由等について厳格な審査を行っている。人的欠格要件に関しては、他人の生命、身体若しくは財産又は公共の安全を害するおそれなどがあると認めるに足る相当な理由がある場合は許可をしてはならず、また、許可を受けた場合であっても要件に該当する場合は許可を取り消すことができる」とされている。外国人についても、日本人と同様に厳格な規定が適用される。

（選挙における投票所の閉鎖時刻繰上げ）

○選挙における投票所の閉鎖時刻繰上げのために投票できない者が生じている事実に対する総務大臣の見解を伺う。

□選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げについては、各市町村の選挙管理委員会の判断で公職選挙法の規定に基づき行うことができるとされている。選挙人の投票に支障を来すことがないよう、地域の実情等を十分に検討した上で厳正に対応することや、選挙人に対して丁寧に説明を行うことが必要であると考えており、引き続き、各選挙管理委員会へ要請をしていく。

（教育・福祉等の分野における消費税の地方自治体財政への負担）

○教育・福祉等の分野で消費税が地方自治体財政への負担となることに対する見解を伺う。

□地方自治体の教育・福祉等を経理する一般会計において、地方自治体が支払った消費税額については、当該消費税額を仕入税額控除によって還付する仕組みがない。一方で、地方自治体における消費税の負担については、仕入に要するものも含め、所要額を地方財政計画に適切に計上した上で地方交付税の算定に反映しており、地方自治体の財政運営に必要な財源は適切に確保している。

（人的資本経営の観点から捉えた孤独・孤立の問題）

- 人的資本経営の観点から孤独・孤立の問題を捉えたときの政府の見解を伺う。
- 民間企業においては、若者の離職の原因として孤独・孤立の影響が指摘されており、孤独・孤立が社員の生産性やエンゲージメントの低下を招くという国内の研究結果もあるなど、孤独・孤立の問題は企業経営にも影響を与えるものと認識している。民間企業は社員の孤独・孤立を予防する重要な担い手であり、人的資本経営の観点からも非常に重要である。内閣府としては、現在、民間企業の積極的な取組事例を収集しており、今後、好事例を全国展開していきたい。

（洋上投票の今後の在り方）

- メール投票の導入を含めた洋上投票の今後の在り方に関する総務大臣の所見を伺う。
- 洋上投票制度は、平成11年に議員立法によって導入された。このとき、選挙の公正の確保、投票の秘密確保、情報セキュリティの観点を踏まえ、各党各会派で検討がなされている。技術が進展してきている中、メールといったインターネットを利用する方法など、新たな投票方法の導入ということであれば、これらの観点も踏まえて各党各会派において十分議論する必要があると考えている。

（地域インフラとしての学校施設の課題に係る総務省による調査の必要性）

- 災害時の地域インフラとしての学校施設の課題について総務省が横断的に調査・評価を行う必要性について伺う。
- 体育館を始めとする学校施設は防災拠点としても重要な役割を担っており、学校施設の課題は複数の府省にまたがるものと考えている。総務省では、各府省単独では対応が難しい課題について行政運営改善調査を実施しており、引き続き、政策担当府省の取組状況を注視しつつ、必要な場合には過去の調査を通じて蓄積されたノウハウや総務省の全国ネットワークを活用しながら調査を実施するなど、各府省の取組を後押ししたい。

（第 7 次学校図書館図書整備等 5 か年計画の策定）

○第 7 次学校図書館図書整備等 5 か年計画の策定に向けた文部科学大臣の決意を伺う。

□図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議報告書において、デジタル化への対応強化、読書バリアフリー対応の充実、関係機関等との連携・協働の促進、人材の配置・育成の充実などの対応が提言されている。令和 9 年度から始まる第 7 次計画の策定に向けては、同報告書等を踏まえ、学校図書館の整備充実が一層進むよう取り組んでいく。また、地方財政措置額の全額が活用されていない実態があり、各地方自治体と意思を共有して整備に取り組んでいくことが重要である。

（租税特別措置・補助金の見直しと補助金の不適正利用への対処）

○問題のある租税特別措置・補助金の見直しとこども宅食事業実施 N P O による補助金の不適正利用に対する具体的な対処について伺う。

□租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議において、財務大臣から各府省庁に対し、政策効果の低い租税特別措置等の見直しに取り組むよう要請を行っている。また、補助金の不適正利用に関し、その適切な執行を調査し、適正性を判断するのは地方自治体である。こども家庭庁においては、地方自治体からの報告を精査した結果、当該自治体において違法性はなく、補助金の返還を求めないとの判断が適切に行われたものと考えている。

（原発事故に係る損害賠償に対する経済産業省の責任）

○福島県森林組合連合会と福島第一原子力発電所事故に伴う東京電力のシイタケ原木等の損害賠償をめぐる協議への経済産業省の責任について伺う。

□シイタケ等の損害賠償については、長きにわたり調整を要しているが、損害の立証の難しさやシイタケ原木特有の問題等があると認識している。経済産業省としては、具体的な被害状況をしっかりと確認した上で、適切な賠償がなされ

るよう東京電力を指導していく。また、福島県がシイタケ原木の一大供給地であったことを踏まえ、同県のシイタケ原木のなりわいの復興・発展に資するよう問題解決を目指していきたい。

（ふるさと納税の在り方）

○ふるさと納税の在り方について今後の方向性と総務大臣の見解を伺う。

□ふるさと納税制度は、ふるさとやお世話になった地方自治体に感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自分の意思で決めることを可能とする制度である。また、各地方自治体が地方の魅力を高めるためにたゆまぬ努力を行い、納税者に寄附を促すための健全な取組は大いに推奨されるべきものである。こうした制度の本来の趣旨に沿って適正に運用されるよう取り組みたい。

（日本型教育の途上国への展開）

○インフラ整備と教育ソフト導入のパッケージ化やODAの活用による日本型教育の途上国への展開に対する外務大臣の見解を伺う。

□日本の教育分野における支援は、途上国の自立的な発展の基礎となる人づくりの支援として重要であると考えている。これまでも教材やカリキュラム等のソフト面と、インフラ整備等のハード面の双方から支援を実施している。引き続き日本型教育の海外展開を後押しするため、ODAを活用し、ソフト面とハード面を組み合わせた支援を実施・充実していきたい。

（在留外国人に対する民間医療保険加入の義務付けの必要性）

○在留期間が3か月を超える外国人に国民健康保険ではなく民間の医療保険への加入を義務付ける必要性について伺う。

□国民健康保険における外国人被保険者の割合は4.6%、外国人の医療費は1.5%、高額療養費は1.3%である。在留期間が3か月を超えて住民基本台帳に登録された外国人が国民健康保険の被保険者となる原則は、国籍を問わず等しく保障すべきという医療保険制度の基本的な考え方に沿っている。外国人は医療保険制

度を多く利用しておらず、外国人にのみ国民健康保険に加入させず民間の医療保険への加入を義務付けるという取扱いについては慎重な検討が必要だと考える。

（昭和100年記念式典の内容に関する議事録等の公表の必要性）

○昭和100年記念式典の内容決定に向けた議論の経緯が分かる議事録等を公表する必要性と議事録等の存否について伺う。

□式典内容については、式典の趣旨、目的、過去に行われた式典の例を参考にし、それぞれの式典にふさわしい内容になるよう式次第を用意する。必ずしも過去の事例との同一性を求められるものではない。今回の議論の過程に係る議事録については、今の時代に合ったもの、また、趣旨に沿ったものとして組み上げられた式典内容であるということで説明させていただくよりほかない。

（個人情報保護法改正案の特例において提供される個人情報の内容の規制）

○個人情報保護法改正案における統計作成等の特例において提供される個人情報の内容に規制を掛ける必要性について伺う。

□本特例においては、個人情報の提供に際して氏名等を一律に削除することまでを要件としていないが、提供先がAI開発等の目的で取り扱う必要がある場合であるとの要件を客観的に満たさない場合には、氏名等の提供はできない。さらに、提供されたデータがリスクに応じて適切に取り扱われるための制度的な措置を講じ、個人情報保護委員会においてモニタリング等の適切な監督を実施することにより、本人の権利利益の適切な確保・保護を行っていく。

（３）参考人からの意見聴取及び質疑

第221回国会において、令和8年3月9日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、一橋大学大学院法学研究科教授辻琢也君、京都大学公共政策大学院院長曾我謙悟君及び追手門学院大学地域創造学部教授小野達也君から意見を聴取し、各参考人に対し質疑を行った。

質疑においては、税財源配分と日本の発展を踏まえた東京と地方の在り方、地方自治体における技術職の確保策と適正な評価・処遇改善、国の補助金等と地方の自主性・独自性、国が地方自治体に財政支援を行う際の留意点、政策評価における目標設定・国と地方を横断する実施・対象の集中と選択、EBPMにおけるエビデンスの厳密な検証、東日本大震災からの復興の在り方、EBPMにおいて経験等を政策に反映させる必要性、地方自治体における外国人への生活保護の支給、国の制度を地方で維持できるようにする国の責任、政策評価の結果の受容と改善におけるガバナンス等の条件、EBPMの水準向上に必要な立法・人員・予算面での措置などについて議論がなされた。各参考人の意見及び議論の概要は、以下のとおりである。

【参考人の意見の概要】

辻 琢也 参考人（一橋大学大学院法学研究科教授）

人口増加という成長社会を前提とした国・地方関係を、超高齢・人口減少という成熟社会前提へと根本的に方針転換する必要がある。デジタル化の波と深刻なマンパワー不足で、方針転換は待ったなしである。

秋田県と富山県を例に、市町村・都道府県・国の担うべき役割を考えたい。秋田県は10年以上人口減少率が全国一高く、その主要因は若者流出による社会減から少子高齢化による自然減へと移行している。人口減により地域の低密度化が進行し、雪害による高齢者の事故等の死者も多く、生活基盤の維持が命懸けになりつつある。一方、富山県も事態は深刻で、富山市はコンパクトシティ戦略を先行して展開してきたが、人口の低密度化は避けられず、インフラの老朽化が負担となっている。県有建物の約7割が築30年を超え、今後30年の必要更新費用は現行経費を上回る。また、市内に通行止めや重量制限のある橋梁が偏在し、少人数でも生活道路として使う限り、簡単に撤去できない。

こうした厳しい現実には、単なる衰退ではなく、持続可能な規模へと社会を最適化していくための避けて通れない産みの苦しみである。近年、国や地方自治体は、児童手当拡充など攻めの対策を講じてきたが、出生数が減少する中ではインフラ

や行政サービスの適量縮減・更新といった守りの対策も必要である。省インフラの提案は、総論賛成各論反対に陥りやすく、実行には困難が伴う。かつて地方自治体は、民間へのアウトソーシングや市町村合併で行財政体制の効率化を目指したが、現在、新たな合併の機運はなく、民間企業も人手不足とコスト高にあえぎ、政府のアウトソーシング戦略も転機を迎えている。この閉塞感を打破する最大の原動力はデジタル化である。地方自治体が主体となったデジタル化の先行事例として、地方税の徴収に関する税務D Xがある。地方税共同機構という共通のプラットフォームを設立し、e L T A X（地方税ポータルシステム）や統一のQ Rコードを導入したことで、外部機関との折衝・データ取込等が一括化され、全国規模で経費が節減された。地方自治体の現場では、納付の消し込み作業から職員が解放され、専門知識がなくとも税務業務を担える環境が整いつつある。納税者も、窓口に行くことなく全国どこへでも納税可能となった。同機構は国税e-Taxを上回る資金規模となり、国民健康保険料なども扱う地方版歳入庁として機能している。国のシステム標準化の方針以前に、地方自治体側が現場のニーズを踏まえ共同化の仕組みを準備してきた点が重要である。実効性あるデジタル化は、現場を担う地方自治体の主体的努力があって達成できる。また、全てをデジタルに置き換えるのではなく、デジタル技術により、単純作業から職員を解放し、余力を人にしかできない対面サービスや政策立案に再配分することが重要で、アナログとデジタルのベストミックスこそが国・都道府県・市町村それぞれ共通の政府経営の真髄である。

こうした現実を踏まえ、国・都道府県・市町村はどのように役割分担を再構築していくべきか。市町村は、最前線でデジタルとアナログのベストミックスを地域社会に実装する役割を担い、行政手続の徹底したデジタル化を進め、場合によっては外部委託していた業務をデジタル前提で内製化し、そこで生まれた余力でインフラ縮小などの痛みを伴う最適化について合意形成を図る。都道府県は、広域的な視点で全体最適をデザインする役割を担い、橋梁などの国・都道府県・市町村の管轄を越えたインフラの複合化、集約化を主導する。また、市町村単独で確保が難しい専門人材について、都道府県は市町村と一体となって専門業務の補

完・マンパワー不足の広域調整を行い、場合によっては市町村に代わってインフラ整備や維持管理を行うこともあり得る。国は、地方がこの守りの経営を確実に行えるよう、制度と財源を整える役割を担う。インフラの縮小、更新、管理、除却への財政措置の拡充、デジタル化・ネット取引による恩恵の東京偏在の是正、地方のための一般財源の確保も不可欠である。さらに、デジタル基盤の標準化、全国共通プラットフォームの提供、整備支援も国の重要な役割である。

人口が減少したとしても、豊かさと安心を実感できる社会は実現可能である。省インフラや全体最適は、予算削減だけではなく、将来世代へ過度な負担を残さず、未来への魅力的な投資を確保することが目的である。これからは、常識を疑い、柔軟に未来志向で行動することが必要である。国・都道府県・市町村がそれぞれ利害を離れ、柔軟に改善することを前提に、合意できたことからまず試みることこそが豊かな成熟社会へと導く鍵になると思う。

曾我 謙悟 参考人（京都大学公共政策大学院院長）

政策評価を素材として、国と地方の関係を中心に考えるところを申し上げたい。

具体的に取り上げるのは、総務省による「生活道路における交通安全対策に関する政策評価」である。実態調査からの提言として、地方自治体の交通事故に関するデータの活用に向けて、国土交通省に対しては市区町村への周知啓発、警察庁に対してはオープンデータ情報の充実と都道府県警察による市区町村への情報提供の促進を求めている。まずこの政策評価に三つの批判を加えたい。

第一の批判は、E B P Mが必要という結論ありきで、実効性に乏しい処方箋になっている点である。オープンデータの利用によって行政の実態を改善するという提言が最初から設定されていたと思われる。なぜ地方自治体がデータを用いないのかをじっくり分析せずに実態を変えることは難しい。施設整備の箇所付けには地方議員が影響を持っているのではないかといった様々な仮説を研究者が検証できるよう、調査データの公開を強く求めたい。

第二の批判は、事故情報を用いた施設整備が事故を減らせているのかについて検証できていない点である。そのため、他の政策手段との比較も行えていない。

地方自治体が検証を行っていない中で、総務省が政策評価を通じて効果の検証を行うことには十分な意義があるが、評価書を見ると総務省の検証も不十分なものになっている。

第三の批判は、評価制度が構造的に断絶している点である。政策評価法の対象は国の行政機関であって、地方自治体については、国が委任・補助をしている業務か、法定受託事務でなければ対象にならない。国と地方が一つの政策を協働して実施しているにもかかわらず、評価において国と地方を峻別し、地方自治体への意見表明を一切行わないことが必ずしも適切とは思えない。地方自治の観点から地方自治体への助言に慎重であることは理解できるが、政策実施の実態を踏まえ、政策評価法における国と地方の関係についても見直しが必要ではないか。

次に、この評価が示している国と地方にまたがる問題の中で、行政では扱いにくく、政治の場で議論することが望ましいと思われる点を四点申し上げたい。

一つ目が、参加と平等の間のジレンマの問題である。言い換えると、地方自治体の意思決定はどのような情報に基づいて行われるべきかという問題である。地域住民からの要望と客観的なデータの二つがあるとき、どちらをどのような理由で重視すべきか、答えは簡単ではない。誰が優先順位を決めるのか、住民なのか議会なのか専門家なのか、あるいは国なのかという、役割分担の設計問題として考えるべき論点だと思われる。

二つ目が、「命か経済か」という価値選択と、国と地方の役割分担の関係についてである。そうした選択を全て地方が担っていくことは過重な負担であると思う。地方分権の観点から補助金はできるだけ減らすべきだとされてきたが、シビアな選択の分担の観点からも、用途を限定した補助金の意義を改めて問い直すべきではないか。

三つ目が、A I データと専門職不足への対応である。道路整備は土木系の専門職の経験と知識に依存してきたが、今後人材の確保はますます困難になる。他方で、浜松市のように、A I に学習させ事故危険度予測モデルを構築する事例も現れている。こうしたA I モデル開発の担い手は国なのか、それとも先進的な地方なのか、技術系の役割分担の再設計が求められている。

四つ目が、自動運転の時代に向けた道路管理の再設計である。道路は国道、県道、市道と所管ベースで分けられているが、実際の道路ネットワークは生活道路、幹線道路、高速道路と機能ベースで分けられている。自動運転は高速道路から順に普及すると考えられ、所管別の管理分割では円滑な対応が難しくなる可能性がある。自動運転の普及は、技術だけではなく、社会側の制度整備にも懸かっている。自動運転時代においても国際競争力を維持するためには、国と地方の道路管理ガバナンスも見直す必要が出てくると思われる。

最後に、行政が得た情報・データをより一層オープンなものにすることで、実情の理解を通じて社会を改善していくことが進むよう、国会に要望したい。また、行政が扱えない価値選択の問題を国会が主体的に扱う役割を担うことを期待している。行政監視というものは、単に行政の誤りを指摘するだけではなく、行政が問えない問いを政治として問い直すことに意義があると考えます。個別の政策について丁寧に検討を行いつつ、そこから構造的に見られる問題を抽出していき、全体の改善を図っていくことが行政監視の質を高める一つの有効な方法ではないか。

小野 達也 参考人（追手門学院大学地域創造学部教授）

政策評価の研究と実践には三つの系譜があるとされる。一つ目が業績測定であり、一つ一つの政策の進捗や結果を数字の指標でモニタリングして、政策サイクルを回すものである。二つ目がプログラム評価であり、個々の政策の必要性、論理、プロセス、アウトカム、インパクト、効率を体系的に掘り下げて評価するアプローチである。三つ目が政策分析であり、事前に政策の費用と効果を推定し、採否やオプションの選択を行うものである。

日本における政策評価をめぐる近年の議論の中心は、一つ目の業績測定に関する政策評価（業績測定型評価）と、二つ目のプログラム評価のうちEBPMに相当する部分であり、それらについて私の見解を申し述べたい。

業績測定型評価は、30年程の実績があり、今や公共部門のあらゆるところに行き渡った印象がある。ところが、次第に評価のルーチン化・形骸化が目立つようになる一方で、評価を行うことの負担感は増し、評価疲れが言われるようになって

てきた。この背景には、政策評価が義務的な作業として規則どおりに評価書を作成するルール・ドリブンにとどまり、評価が使命として実行されるミッション・ドリブンになっていない状況がある。しかし、これからの時代の政府や地方自治体において、政策の取捨選択や資源配分の最適化を業績測定に基づいて行う必要性は、増すことはあっても減ることはないと考えている。

また、評価制度が始まった当初から、評価指標、特にアウトカム指標の設定が難しいという声が一貫して多数あった。アウトカム指標は国民生活や地域における成果そのものを測るものが望ましいが、政府や地方自治体の取組の把握にとどまるものが多く、そして、設定される評価指標のほとんどは総数や平均の把握にとどまり、地域や対象者の属性などの内訳に乏しい。また、評価指標の質は、測るべきものを測っているかという妥当性で決まる。評価指標の妥当性が不足していれば、その後の評価指標を使った議論の意味を失う。評価指標の質についても点検を強化することが望まれる。

政府において、政策評価制度や行政事業レビューなどの業績測定型評価は基礎的EBPMと位置付けられた。政策評価全体を見ると、業績測定型評価の対象となっているものが圧倒的に多く、業績測定の改善は重要な意味を持つ。EBPMとの関係で業績測定への関心は改めて高まっており、基礎的EBPMへの位置付けが業績測定の改善の追い風になると期待している。

続けて、プログラム評価のうちのEBPMに相当する部分についての課題である。

業績測定型評価による基礎的エビデンスの把握と、実証実験などによる厳密なエビデンスの把握が別物になってはならない。本来は、前者の広く浅い評価を受けて、掘り下げた分析を行うべき政策を選び、後者の把握で因果関係を突き止めるという一連の過程が望ましいが、各府省の取組は別物になってしまっているように思われる。

また、各府省は、より厳密なエビデンスを推計する取組を進めているが、分析が可能で効果が確認できそうな政策のみを対象としている印象がある。

さらに、研究で推計された結果がそのまま現実の政策のエビデンスになるとは

限らない。研究結果として出たものと政策の本当の効果として扱うものとの間には若干距離がある場合があるということも指摘したい。

国民的関心事に関する政策についての評価・検証を国として考えてほしい。例えば地方創生の第一期、新型コロナ対策などは、評価・検証結果は示されていないのではないか。評価・検証結果がデータに基づいて示されれば、EBPMの意義を広めることにもなろう。

政府の見解を総合すると、EBPMの主体は全ての政策関係者であり、対象は行政機関の活動の全て、EBPMで回すサイクルには政策課題の把握、効果の予測、測定、評価が含まれるとされる。つまり、政策の全てがEBPMである。これこそが政府が目指すべき姿であるが、遥かな道であり、一歩ずつ進んでいくしかない。

評価をするときに何ができていないかという認識こそがその評価の強みである。つまり、一生懸命に評価を行うが、評価ができていない部分はあることを踏まえた上で評価をしていく。そういう形で改善、工夫していくことが重要である。

【議論の概要】（○：委員の発言、△：参考人の答弁）

（税財源配分と日本の発展を踏まえた東京と地方の在り方）

○税財源偏在の問題を日本全体の発展という視点から考えた今後の東京と地方の在り方について伺う。

△東京の頭を抑えて地方を伸ばすというよりも、東京も地方も共に伸びていく状況をつくることが重要である。東京の経済活動の拡大のみならず、ネット取引等の地方での活動部分があっても地方で徴税できず東京の税収になるものもあり、これが東京の税収の多さにつながっている。本来地方が税収として得られる分については是正して、地方が経済面も税収面もプラスになっていくという納得感を得られるような体制を作ることが重要ではないか。

△政治の観点から一番危惧しているのは、経済的に発展したところとそうでないところの間の分断等につながっていくことである。日本でそうしたことが相対的に避けられてきたのは、地域的な再分配の強化も大きく寄与してきたので

はないか。ただ、それが東京の人の負担感の大きさになっている。社会全体の分断等を抑制する形で、東京が地方に対してどれだけのサポートを担っていくのかを、国として考えていくことが大事である。

△国から補助金が出て鳥取県で公共事業を行う場合、日本全体の水準で評価すると、人口が少なく経済も小さいので費用の割に成果が余りなく明らかに効率が悪いが、鳥取県の自己負担分を考えると補助金が出るので効率は悪くない。日本全体で見ると合成の誤謬とも言えるが、大都市部と比べてインフラ等の水準が恵まれていない鳥取県のための判断と日本全体のための判断とは方向が違うという現実があり、やや曖昧な状態で進んでいるのではないか。

（地方自治体における技術職の確保策と適正な評価・処遇改善）

○地方自治体において人材不足が顕著な技術職の確保策と専門性の適正な評価・処遇改善の必要性について伺う。

△地方の現状を見ると、公務員の専門職よりも、土木職などの現業の職員の採用の方が厳しく、実際民間事業者が公共インフラの維持管理を担っている。こういった人材をどうやって確保するのかというのは、公務員の問題を超えて、業界全体の問題となっていることを前提として考えなければならない。

△技術職の人手不足の問題はなかなか対応が難しい。特に町村に関して言うならば、これまで一つの地方自治体にその職員として張り付いていた技術職について、他の市町村の業務を受けるという形や、複数の市町村に恒常的に属する形も一つのアイデアと考える。

△技術職に限らず、職員定数の適正化ということで削減が続けられているが、何を適正と考えて減らしているのかと聞いても、減らせる限りは減らすというだけで、当事者の地方自治体から正面からの答えを聞いたことがない。残業手当が一定程度を超えないところまで減らすというところもあり、果たして良い指標なのか疑問がある。削減・効率化の必要性も分かるが、職員の数をどこまで減らして大丈夫かという議論・研究が必要ではないか。

（国の補助金等と地方の自主性・独自性）

○国の補助金等により地方の自主性・独自性が発揮されにくい状況に対する所見を伺う。

△地方自治体の頑張ったところが、地方自治体の一般財源の方で一定程度報いられる体制を作らなければならない。インフラの新設に比べて維持更新を実施した事業を的確に評価するのは難しくなっていることを踏まえると、評価の在り方も含めて、地道に更新していく事業に対して、地方自治体の努力を注入できるような体制を作っていくことを考えていく必要がある。

△地方の裁量については、国が地方に対して様々な形で仕事を振り分けており、むしろ拡大している面もあると考えている。地方自治体が策定した計画がなければ、国から補助金が付かないため、たくさんの計画を策定しなければならないといった話もあり、全体として、地方の裁量のような地方のやりたいことが実現していく状況になったのかということ、両方の面があると評価している。

△国の補助金で実施する事業で、地方自治体は補助金が出て得をするが、国全体としては非効率的という事態を解決するためには、個々の補助金で行う事業の評価だけでなく、補助金を出す前も含めた、国全体の政策の費用対効果やエビデンスによる効果分析を国が行わなければ、大掛かりな話ではあるが、本質的な改善にはならないと感じた。

（国が地方自治体に財政支援を行う際の留意点）

○地方自治体のインフラや行政サービスが縮減する中で国が財政支援を行う際の留意点について伺う。

△様々な地方自治体において道路の問題も含めて話を伺うと、住民は道路の利便性を享受している一方で、道路の維持には相応の費用が必要であり、継続が難しいという実感がないように感じる。インフラや行政サービスの維持に、ある程度費用が生じ、誰かが負担しなければならないという共通の認識を持つことが重要であり、認識が広く浸透しビジョンが共通となれば、国と地方自治体が目指す方向性に大きな差異はないのではないかと考える。

（政策評価における目標設定・国と地方を横断する実施・対象の集中と選択）

○今後の政策評価の方向性における評価目標の設定、国と地方を横断する評価実施、評価対象の集中と選択の意義について伺う。

△それぞれ意義があるものとする。加えて、駄目な部分を罰する評価をやめ、より良い行政への手掛かりを見付けるための評価にしていくことが大切である。

△それぞれ意義があるものと感じる。評価対象の集中と選択については、政府で定着している広く浅い評価を活用して、掘り下げる政策を選ぶ形が望ましい。

また、ミッション・ドリブンの観点からは評価のスリム化も必要だと思うが、担当職員が前向きに取り組みたくなるよう、工夫した効果がエビデンスで確認できる流れをつくることが評価の望ましい在り方である。

（EBPMにおけるエビデンスの厳密な検証）

○EBPMにおけるエビデンスの厳密な検証を求めることに対する所見を伺う。

△EBPMが最も進んでいるのは医療、健康の領域で、第一線の研究とそれに基づく実践が非常に近い形になっているが、健康寿命の延伸の学術的な究明と各団体での実践には少し差があるなどの問題もある。よって、領域別に実態に合わせて推進していくことが必要である。評価は手間とお金が掛かる割には中核部分に関わる範囲が必ずしも深くないので、いかに簡易に行いながら住民にそうした認識を一般化してもらえかが最も重要な課題である。

△科学的な分析において、様々な形でできる限り多くのデータを使っても、分かることは、この程度に確からしいということだけ、偶然などを含めた様々な他の要素によって違ってくる可能性があるということだけである。また、政策や施策の分析においては、行政側の効果分析に、様々な要因をより広く分析している研究者の分析を合わせていくことが必要ではないか。

△統計的な分析結果をどう捉えるかには、有意性や外的妥当性を判断する統計リテラシーが必要である。例えば、省庁の分析担当者にはある種のチェックの必要性に気付ける程度の能力や、そのチェックのための共通のリソースが必要で

ある。また、E B P Mのためには、総務省による客観性担保評価の機能について、数字の統計的な確からしさ、都合良く変数を使っていないかなどを含めた点検をできる範囲で強化することも必要である。

（東日本大震災からの復興の在り方）

○東日本大震災からの復興は住民の暮らしとなりわいの再建を中心とすべきとの考えに対する所見を伺う。

△震災によって、人が減り、分散して住み続け、それぞれの住民が地域に思いはあってもうまく生かせないでいるとすると、本音で将来ビジョンをどの程度実効性あるものとして見せることができるかが大きなポイントだと思う。そうした中で住んでいくことも、その中でなりわいを確保していくことも、うまく両立させていかなければならないので、全体の人数構成や年代構成も併せて適正な将来ビジョンを示しきれるかということが一番問われるべきだと考える。

（E B P Mにおいて経験等を政策に反映させる必要性）

○E B P Mにおいて地域や実情に応じた経験等を併せて政策に反映させる必要性について伺う。

△データというのは、それだけで何か全てうまくいくというものではない。例えば、運転の仕方の違いといった地域ごとの資質的な知識・理解といったものをデータと組み合わせていくことによって、より良い理解にたどり着くと考ええる。そうやって、より充実した現実の把握・理解に基づいて政策を実施していくということが大事である。

（地方自治体における外国人への生活保護の支給）

○地方自治体における外国人への生活保護の支給が昭和29年の厚生省の通知に基づいて長年実施されていることに対する所見を伺う。

△生活保護制度については専門ではないが、基本的な構造として、国と地方自治体にはそれぞれに役割があり、本件は役割が重なる部分の問題であると理解し

た。当時の厚生省が発出した通知を改正する必要があるかについては、まずは厚生労働省が判断すべきものと考ええる。

△一般論として、事務事業を評価するときの基本的な観点の一つとして、長年続いている事業や制度について、そのまま継続してよいのかというものが挙げられる。重要な観点であり、地方自治体における自治体評価でも採り入れられている。長年続いている事務事業であれば、まずはそのような観点で評価がなされるべきであると考ええる。

（国の制度を地方で維持できるようにする国の責任）

○国が策定した制度を地方において維持できるようにする国の責任について伺う。

△国が作る法律を地方が実際に実施できるのかについて、国と地方は協議をすることになっている。しかし、地方の側からは人がいないことを理由に法律の制定を拒否することはできないのが現実であると思う。地方の側で本当にできるのかを国の側が丁寧に考えて制度設計していかなければ、政策として行き届かないということが今後もますます増えていくと考える。

△人口減少、特に地方部から人口が減っていき、それに財政もつながっていく状況の中で、各省庁のほか、民間の研究者、ジャーナリストが将来のシミュレーションをしている。政府として、個別の問題を論ずる前に、将来の大きな枠組みをどうしていくのかというバックグラウンドの共通認識をしっかりと持つことが必要となってきたのではないかと思います。

（政策評価の結果の受容と改善におけるガバナンス等の条件）

○政策評価の結果を学習として受容し改善していくためのガバナンス・文化・制度的な条件について伺う。

△政策の評価は、行政の中だけにとどまるものではなく、国会や国民も評価結果の受け手、評価結果を踏まえて意見する側になり得る。現状の評価について、時間が経てば変わる場合であっても、待たずにすぐに批判することになってはいけないと考える。評価というのは、行政がより良くなっていくために、評価

結果を踏まえて意見する側の在り方が根本的には大事になってくると考えている。

△良くないところを探したり、決めたりするような評価では後ろ向きになってしまう。効果がなかった・少なかったことが実は外部要因等によるものだったという発見を高く評価する文化を醸成していくべきである。ガバナンスについては、国会、メディア等が評価結果・評価方法に常に関心を持ち、良くも悪くも言及することで、改善が進むと考えている。政策がうまくいっていないことを肯定的な機会と捉え、改善していくようになってほしい。

（E B P Mの水準向上に必要な立法・人員・予算面での措置）

○我が国のE B P Mの水準向上のために必要な立法・人員・予算面での措置について伺う。

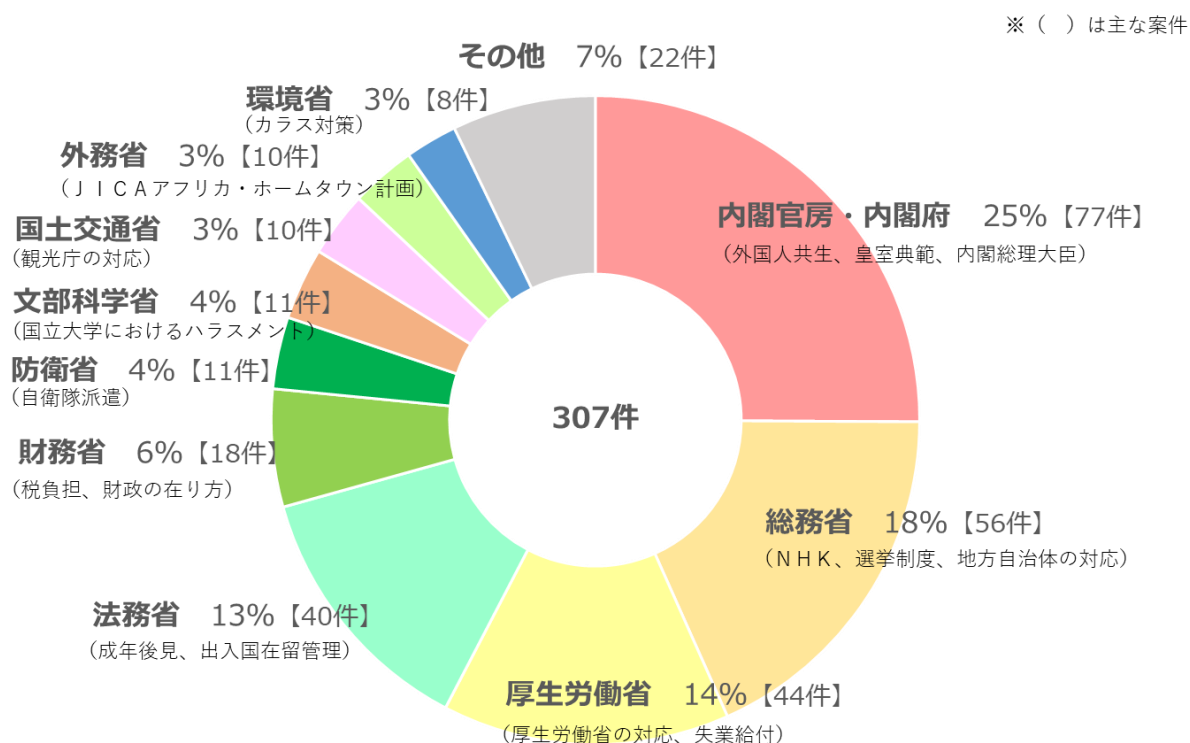
△E B P Mは、法律というよりも人材面の手当てが特に必要であると考えます。E B P Mに本格的に取り組んでいくには、内部人材への統計リテラシーや評価に関する研修、専門人材の採用、様々なリソースを活用した外部組織との連携、予算の積極的措置が重要である。例えばアメリカでは、政府、大学、民間の間で人材の流動性が高く、政策評価のための予算措置も制度上確保されている。

Ⅲ 行政に対する苦情

平成30年6月の参議院改革協議会報告書において「参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する」とされたことを踏まえ、参議院ホームページ等を通じて寄せられた行政に対する苦情を行政監視委員会における調査の基礎的な資料の一つとするべく、平成31年3月、「行政に対する苦情窓口」を設置した。

同窓口において、令和7年5月から令和8年4月までに受理した行政に対する苦情は307件であり、所管府省庁別の内訳は以下のとおりである。

【行政に対する苦情の所管府省庁別内訳】（令和7年5月～令和8年4月）



< 参考 >

同窓口を設置した平成31年3月から令和8年4月までに受理した行政に対する苦情は2,253件であり、所管府省庁別の内訳は以下のとおりである。

【行政に対する苦情の所管府省庁別内訳】（平成31年3月～令和8年4月）

